

議案第43号

城陽市火災予防条例の一部改正について

城陽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、
議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

(2023年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市火災予防条例の一部を改正する条例

城陽市火災予防条例（昭和48年城陽市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力<u>20キロワット</u>以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する<u>キュービクル式</u>のものを除く。）は、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する<u>キュービクル式</u>のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は<u>おおわれた</u>外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力<u>20キロワット</u>以下のもの及び次条に<u>規定する</u>ものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する<u>キュービクル式</u>のものを除く。）は、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する<u>キュービクル式</u>のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は<u>覆われた</u>外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接</p>

続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準について

続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その筐体には、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準について

は、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) 略

別表第3 (第3条—第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条—第21条関係)

種類	離隔距離 (c m)						備考	
	入力	上方	側方	前方	後方			
略								
厨房設備	気体燃料	略						注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離

は、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) 略

別表第3 (第3条—第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条—第21条関係)

種類	離隔距離 (c m)						備考										
	入力	上方	側方	前方	後方												
略																	
厨房設備	気体燃料	略						注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離									
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50								
	不燃	木炭を燃料と	炭火焼き器	—	80	30	—	30									

	を 示 す 。		を 示 す 。
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年（2024年）1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の城陽市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（城陽市火災予防条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項並びに新条例第13条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）が公布されたことに伴い、蓄電池設備の規制対象を見直す等、所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

② 略

参考資料

城陽市火災予防条例の一部改正条例要綱

1 改正の背景

現行の対象火気設備規制上、蓄電池設備については、主に開放形鉛蓄電池設備を想定した内容となっているため、リチウムイオン蓄電池設備などの新たな蓄電池設備や、蓄電池設備の更なる大容量化などに十分対応できているとは言えない状況である。こうした状況を踏まえ、法令の改正が行われたもの。

2 改正の内容

(1) 蓄電池設備の規制対象の見直しについて

蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、電力量（キロワット時）の大きさに依存することから、規制対象の指定に係る単位をアンペアワット・セルからキロワット時に改める。（第13条関係）

(2) 耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備の見直しについて

開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととする。（第13条関係）

(3) 雨水等の浸入防止措置の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものとすればよいこととする。（第11条の2関係）

(4) 建築物からの離隔距離の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の条件を満たせば離隔距離は不要とする。（第13条関係）

(5) 厨房設備に関する事項について

厨房設備の離隔距離に関する事項に、固体燃料を新たに加える。
（別表第3関係）

3 施行期日

令和6年（2024年）1月1日から施行する。